

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No. 64
【根拠条文】	法第27条の26第2項第2号
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社りそな銀行 代表取締役社長 千田 一弘
【住所又は本店所在地】	大阪府中央区備後町2丁目2番1号
【報告義務発生日】	令和8年8月31日
【提出日】	令和8年9月7日
【提出者及び共同保有者の総数 （名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと、単体株券等保有割合が1%以上増加したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社長谷工コーポレーション
証券コード	1808
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社りそな銀行
住所又は本店所在地	〒540-8610 大阪市中央区備後町２丁目２番１号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	大正7年5月15日
代表者氏名	千田 一弘
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	１．預金又は定期預金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引 ２．債務の保証又は手形の受入れ その他１の銀行業務に付随する業務 ３．国債、地方債、政府保証債に係る引受、募集又は売出しの取扱、売買その他業務 ４．信託業務 ５．その他法律により銀行又は信託会社が営むことのできる業務 ６．その他１～５の業務に付帯又は関連する事項

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都江東区木場１丁目５番６５号 株式会社りそなホールディングス リスク統括部 近藤 圭
電話番号	03-6704-3729

(2) 【保有目的】

政策投資および信託業務に係る受託資産として保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	12,609,992		6,667,000	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 12,609,992	W 0	X 6,667,000	Y 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			0
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			19,276,992
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年8月31日現在）	AD 292,479,897
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE 0
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF 0

上記提出者の株券等保有割合（％） （ AB / （ AD+AE-AF ） × 100 ）	6.59
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	5.06

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

２【提出者（大量保有者）／２】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	りそなアセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒135-0042 東京都江東区木場１丁目５番６５号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成27年8月3日
代表者氏名	西山 明宏
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投資運用業、投資助言・代理業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都江東区木場１丁目５番６５号 りそなアセットマネジメント株式会社 PGRC推進部 森 順嗣
電話番号	070-6986-1513

（２）【保有目的】

投資信託、投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの

（３）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	0		3,074,500	

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	0
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V	0	X	3,074,500
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			0
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			3,074,500
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				0

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年8月31日現在）	AD	292,479,897
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	0
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	0
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB/（AD+AE-AF）×100）		1.05
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		1.11

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社りそな銀行
(2) りそなアセットマネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	12,609,992		9,741,500	
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 12,609,992	W 0	X 9,741,500	Y 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			0
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			0
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			22,351,492
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				0

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年8月31日現在）	AD	292,479,897
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	0

保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	0
上記提出者の株券等保有割合（％） （ AB / （ AD+AE - AF ） × 100 ）		7.64
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		6.16

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
株式会社りそな銀行	19,276,992	6.59
りそなアセットマネジメント株式会社	3,074,500	1.05
合計	22,351,492	7.64